



大学等における修学の支援に関する法律に基づく
授業料等減免規程

学校法人 菅原学園

令和2年4月1日(制定)

令和2年4月1日(発行)

(第1版)

承認	作成
	
令和2年4月1日	令和2年4月1日

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免規程

（目的）

第１条 この規程は、学校法人菅原学園が設置する至誠館大学の学則第４４条並びに仙台総合ビジネス公務員専門学校、専門学校デジタルアーツ仙台、仙台総合ビジネス公務員専門学校、仙台保健福祉専門学校の学則第２５条及び専門学校デジタルアーツ東京の学則第２１条に規定する授業料等について、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）に基づく減免に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この規程で授業料等とは、前条で規定する各学校が学則により設定している「授業料」、「入学金」のことをいう。

（授業料等減免の申請）

第３条 授業料等の減免を受けようとする学生は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」により、当該各学校の学長又は校長に申請しなければならない。

（授業料等減免の認定）

第４条 各学校の学長又は校長は、授業料等の減免について申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、当該申請者に「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」により通知するものとする。

（減免額の決定）

第５条 減免額の決定は、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免対象者と認定された場合、「大学等における修学の支援に関する法律施行令（政令第４９号）」第２条に定める額を上限に減免する。

（申請手続等の取扱い）

第６条 第３条から第５条に関する事務処理方法等については、別に定める「大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免事務処理基準」（総務－２６－１）によるものとする。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

制 定 令和２年４月１日